（独立行政法人水産総合研究センターが行う積立金の処分に関する経過措置）

第二十八条　整備法附則第十六条第八項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが行う積立金の処分については、旧令第五条から第八条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五条第一項中「独立行政法人」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十六条第八項の規定により独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）が積立金の処分を行うものとされている独立行政法人さけ・ます資源管理センター（次条第一項において単に「さけ・ます資源管理センター」という。）については、水産総合研究センター」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「水産総合研究センターの平成十八年四月一日に始まる」と、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年六月三十日」と、旧令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは「独立行政法人のうち、さけ・ます資源管理センターについては、水産総合研究センター」と、「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成十八年六月三十日」と、旧令第七条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成十八年七月十日」と、旧令別表独立行政法人さけ・ます資源管理センターの項中「独立行政法人さけ・ます資源管理センター法」とあるのは「整備法附則第十六条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人さけ・ます資源管理センター法」とする。

（独立行政法人さけ・ます資源管理センターの解散の登記の嘱託等）

第二十九条　整備法附則第十六条第一項の規定により独立行政法人さけ・ます資源管理センターが解散したときは、農林水産大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（独立行政法人水産総合研究センターが承継する資産に係る評価委員の任命等）

第三十条　整備法附則第十七条第二項において準用する整備法附則第九条第二項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　農林水産省の職員　一人

三　独立行政法人水産総合研究センターの役員　一人

四　学識経験のある者　二人

2　第二十五条第二項の規定は、整備法附則第十七条第二項において準用する整備法附則第九条第二項の規定による評価について準用する。

3　整備法附則第十七条第二項において準用する整備法附則第九条第二項の規定による評価に関する庶務は、水産庁増殖推進部研究指導課において処理する。

（独立行政法人水産総合研究センターによる国有財産の無償使用）

第三十一条　整備法附則第十八条に規定する政令で定める国有財産は、整備法の施行の際現に専ら独立行政法人さけ・ます資源管理センターに使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をいう。）並びに工作物及びその敷地とする。

2　農林水産大臣は、独立行政法人水産総合研究センターの理事長の申請に基づき、独立行政法人水産総合研究センターに対し、前項の国有財産を無償で使用させることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、第二十五条及び第三十条並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（電波法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号に定める独立行政法人が平成十八年四月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

一　独立行政法人水産総合研究センター　第十七条の規定による改正前の電波法施行令第十一条第十一号に掲げる独立行政法人

二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構　第十七条の規定による改正前の電波法施行令第十一条第十四号及び第十五号に掲げる独立行政法人

（国有財産の無償使用の申請に関する経過措置）

第三条　独立行政法人水産総合研究センターの理事長は、この政令の施行の日前においても、第三十一条第一項の国有財産の無償使用の申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請があったときは、この政令の施行の日において第三十一条第二項の規定による申請があったものとみなす。

内閣総理大臣　小泉純一郎
総務大臣　竹中　平蔵
財務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　小坂　憲次
厚生労働大臣　川崎　二郎
農林水産大臣　中川　昭一
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　北側　一雄
環境大臣　小池百合子

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第百六十六号

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）附則第八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

三十一　独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員としての在職期間

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人工業所有権情報・研修館の項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十七　独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員としての在職期間（特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）附則第五条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館となった旧独立行政法人工業所有権総合情報館の職員としての在職期間を含み、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）の施行の日の前日までの間に限る。）

（国家公務員退職手当法施行令の適用に関する経過措置）

第四条　独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日前の独立行政法人工業所有権情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法施行令第十条の規定の適用については、独立行政法人工業所有権情報・研修館の事務所は、当該退職した者が所属していた独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務所とみなす。

附　則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

総務大臣　竹中　平蔵
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　小泉純一郎